

職発 0413 第 3 号  
平成 23 年 4 月 13 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長  
( 公印省略 )

## 東日本大震災に伴う雇用調整助成金の支給申請手続きの特例について

雇用調整助成金制度の運営に当たっては、日頃からご尽力いただいているところであるが、今般発生した東日本大震災から一定期間が経過し、今後、支給申請手続きに入る事業主の増加が見込まれるところである。一方、事業主の中には、震災に伴う事業所の損壊、書類の消失等により支給申請手続きが困難となっているものも一部あることから、下記のとおり支給申請手続きの特例を設けることとしたので、適切な対応をしていただくようお願いする。

### 記

#### 1 対象事業主

東日本大震災に伴う津波被害や火災等により事業所が損壊し、当分の間休業を余儀なくされることが明らかな事業所（修理業者の手配困難等の経済上の理由により事業活動が縮小している事業所に限る。）の事業主のうち、支給申請書に本来添付する必要のある出勤簿、賃金台帳等の書類が消失したことを疎明した事業主については、下記 2 に示す支給申請手続きの特例を設けることとする。

#### 2 支給申請手続きの特例

##### （1）臨時支給申請書による代替

休業等に係る支給申請手続きを行う場合、本来、様式第 5 号（1）、（2）

及び（3）並びに休業等の実施状況を明らかにする書類（出勤簿、タイムカード等）及び賃金台帳の提出を求めていたところであるが、上記1の事業所の事業主が休業を実施する場合については、別添の臨時支給申請書により、これらすべてを代替して差し支えないこととする（教育訓練の場合は通常どおりの申請となることに留意する。）。

## （2）臨時支給申請書の確認方法

### ①【判定基礎期間】【所定労働日数】

計画届の提出時に添付されていた賃金締切日及び所定労働日に係る疎明書との照合による確認で差し支えないこと。

### ②【対象被保険者】

事業所別被保険者台帳と照合して確認すること。

### ③【休業日数】

休業の合計日数が、労使協定書（又は確約書）及び計画届にある実施予定日数の範囲内であるかの確認で差し支えないこと。

### ④【支払率】【支払った賃金額】

支払率は労使協定書（又は確約書）により確認することとし、当該支払率どおり支払われていることの確認は、提出を求めている過去3か月間の賃金台帳（提出が困難な場合は疎明で可）にある賃金の平均に支払率を乗じた金額と実際に支払った賃金が概ね同水準であることが確認できれば、労使協定書（又は確約書）どおりに支払われていることとして差し支えないこと。

また、実際に賃金が支払われていることを労働者の領収書（現金支給の場合）又は振込明細書（口座振込の場合）等により確認すること。

### ⑤【助成率】

企業規模の確認は、計画届の提出時に添付されていた業務内容、資本金及び常時雇用する労働者数に係る疎明書との照合による確認で差し支えないこと。

## （3）助成単価及び助成額の算出

本来、助成単価と助成額は事業主が算出して申請することとしているが、計画届の提出時に添付されていた所定労働日に係る疎明書により年間所定

労働日数を確認するとともに、確定保険料申告書、適用事業所台帳等労働局内にある情報を活用し、労働局等の職員が記載することとする。

#### (4) 生産指標の確認

計画届の提出時に生産指標に係る疎明書により代替した事業主については、支給申請時までに様式第96号の提出を求めるとしているが、上記1の事業所の事業主については、当該様式の数値を証明する書類の添付がなくても差し支えないこと。

### 3 支給申請手続きの特例の実施期間

上記2の取扱いは、平成23年9月16日までに提出された支給申請書に適用することとする。

### 4 特例に係る留意事項

受給に係る相談があった事業主及び計画届の提出があった事業主のうち、上記1の事業所の事業主に該当する可能性がある場合については、あらかじめ臨時支給申請書を手交し、支給申請時の取扱いについて丁寧な説明をすること。

なお、上記2(2)④の実際に賃金が支払われていることの確認のため、労働者の領収書（現金支給の場合）又は振込明細書（口座振込の場合）等が必要になることについては、十分に周知すること。

その際、原則として、実地調査を実施し、疎明により代替した出勤簿、賃金台帳等の書類を確認すること及び必要に応じて労働者に賃金の支払い状況等について問い合わせることをあわせて周知すること。